**任期付市職員を募集します**

**総務課人事担当　23-5195**

　平成31年4月1日採用の任期付大崎市職員を募集します。

■試験職種

　幼稚園教諭兼保育士試験（短大卒業程度）

■採用予定人員

　35人程度

■任用期間

　平成31年4月1日から平成34年3月31日

■勤務時間

　4週間を平均し、1週間あたり38時間45分

■勤務地

　市内全域

※人事異動があります

■給与など

　市の給与規定による

※原則として、昇給はありません。

■受験資格

　次のすべてを満たす人

昭和36年4月2日以降に生まれた人

幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する人

※教員免許更新制により、幼稚園教諭免許の更新が必要な人は、免許管理者からの有効期間更新証明書か更新講習終了確認証明書を取得した人か、または平成31年3月31日までに取得が見込まれる人が対象です。

幼稚園または保育所において、幼稚園教諭または保育士として通算5年以上の勤務経験がある人、または平成31年3月31日までに見込まれる人

※休業（育児休業・傷病休暇など）のため業務に従事しなかった期間は、就業規則などで認められたものであっても職務経験には通算できません。

■一次試験

　10月14日

■受験申込書の請求先

　総務課または各総合支所地域振興課で9月3日から配布します。

　郵送で請求する場合は、封筒に「任期付職員受験用申込用紙請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）に郵便番号、住所、氏名を記入し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と受験票（62円切手貼付）に必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

　郵送の場合は、封筒に「任期付職員受験申込」と朱書きし、簡易書留郵便などの確実な方法で送付してください。

■送付先

　〒989─6188

　大崎市古川七日町1─1

　大崎市役所総務課人事担当

■受付期間

　9月3日から20日 17時15分まで

※土・日曜日、祝日は受け付けできません。

※郵送の場合は、9月20日17時15分まで総務課に届いたものが有効です。当日消印有効ではないので注意してください。

**就学時健康診断を実施します**

**学校教育課学校総務担当　72-5033**

　　来年小学校に入学する児童は、必ず受診してください。

■受付時間

　会場により異なります。9月14日以降に送付する通知書で確認してください。

※対象地域の実施日に受診できない場合は、ほかの会場で受診してください。

■内容

　内科、歯科、耳鼻科、眼科の各診察など

■対象

　平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの児童

■持参するもの

　就学時健康診断票・母子健康手帳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象地域  （就学予定校） | 実施日 | 会場 |
| 古川第一・志田・西古川・東大崎 | 10月18日 | 古川総合体育館 |
| 古川第二・富永・高倉 | 10月26日 | 古川総合体育館 |
| 古川第三・敷玉 | 10月19日 | 古川総合体育館 |
| 古川第四・長岡・宮沢・清滝 | 10月5日 | 古川総合体育館 |
| 古川第五 | 10月2日 | 古川総合体育館 |
| 松山・下伊場野 | 11月9日 | 松山保健福祉センター（さんさん館） |
| 三本木 | 11月6日 | 三本木公民館（館山ホール） |
| 鹿島台 | 10月23日 | 鹿島台瑞・華・翠交流施設（鎌田記念ホール） |
| 岩出山 | 10月30日 | 岩出山公民館（スコーレハウス） |
| 鳴子・川渡・鬼首 | 10月16日 | 鳴子保健・医療・福祉総合センター |
| 田尻・沼部・大貫 | 10月16日 | 田尻総合体育館 |

**配偶者控除・配偶者特別控除を改正します**

**税務課市民税担当　23-2148**

　　配偶者控除および配偶者特別控除が改正され、平成31年度以降の住民税に適用されます。

納税義務者への所得制限

　控除を受けようとする納税義務者の合計所得金額が９００万円を超える場合、所得制限が追加され、合計所得金額に応じて控除額が変更になります。

　また、合計所得金額が１０００万円を超える納税義務者は、控除を受けることができません。

　詳しくはお問い合わせください。

配偶者特別控除対象者の所得上限の改正

　控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、現行の76万円から１２３万円まで引き上げられます。

　ただし、控除を受けようとする納税義務者の所得制限は、前述のとおりです。

■納税義務者に適用される配偶者控除額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 控除対象となる  配偶者の年齢区分 | 納税義務者の合計所得金額 | | |
| 900万円以下 | 900万円を超え  950万以下 | 950万円を超え  1,000万以下 |
| 控除対象配偶者が70歳未満 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 控除対象配偶者が70歳以上 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |

■納税義務者に適用される配偶者特別控除額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配偶者の  合計所得金額 | 納税義務者の合計所得金額 | | |
| 900万円以下 | 900万円を超え  950万以下 | 950万円を超え  1,000万以下 |
| 38万円を超え  90万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 90万円を超え  95万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 95万円を超え  100万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 100万円を超え  105万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 105万円を超え  110万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 110万円を超え  115万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 115万円を超え  120万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 120万円を超え  123万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

**救急医療を守りましょう**

**健康推進課保健・地域医療担当　23-5311**

　救急医療の適正な受診が地域医療を守ります。市の救急医療の問題点を考えてみましょう。

救急医療の問題点

　市には、重篤な患者に対し高度な処置を行う、大崎市民病院救命救急センターがあります。センターでは、救急車で来院した人や、早急な処置が必要な人を優先に診療しています。

　ところが、「明日は仕事だから」「日中は用事があるから」などの理由でセンターを訪れる人が後を絶ちません。緊急性がない患者が訪れると、一刻を争う重篤な患者への対応が遅れる可能性があります。

　軽症の人は、かかりつけ医や休日当番医、大崎市夜間急患センターで受診しましょう。

急な病気やけがのとき

　月曜日から土曜日の夜間は、大崎市夜間急患センターが、休日の昼間と夜間は、大崎市医師会と加美郡医師会の休日当番医が診療を行なっています。

　また、夜間や休日の急な病気やけがにより、救急車を呼ぶべきか迷うときや、応急処置の方法が知りたいときに相談できる電話窓口があります。

　詳しくは、広報おおさきの裏表紙や、大崎市医師会ウェブサイト（http://www.furukawa-med.or.jp/）を確認してください。

　限りある医療資源の有効活用のため、適正受診に理解と協力をお願いします。

役立つウェブサイトの情報

こどもの救急情報

　http://kodomo-qq.jp/

　休日や夜間などに、医療機関を受診する目安の情報が掲載されています。

みやぎのお医者さんガイド

　http://medinf.mmic.or.jp

　県内の医療機関の所在地や診療科、診療時間などが掲載されています。